

令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業保全活動促進業務 企画提案競技審査要領

(目的)

第1 本要領は、令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業保全活動促進業務の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するために行う企画提案競技の審査について必要な事項を定めるものである。

(審査員の構成)

第2 審査員は5名とし、別に定める者とする。

(審査方法)

第3 審査は書類審査とし、本企画提案競技の参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書を基に、審査票（別紙）に記載された評価基準に基づいて行う。

2 審査員は、審査票に記載された評価項目ごとに評価点（1点から5点）を付して評価する。ただし、項目3については、評価点（2点から10点）を付して評価する。

3 審査員ごとに評価点の合計が高い順に事業者を順位付けし、その順位に審査点を付けた結果（1位3点、2位2点、3位1点、4位以下0点）、全審査員の審査点の合計が上位3者となる事業者を契約候補者として選定する。

4 前項の場合において、4者以上の参加者が候補者となったときは、全審査員の評価点の合計が高い順に3者の候補者を選定する。また、これにより選考が困難な場合は、審査員協議の上で候補者を選定する。

5 参加者が3者以下であった場合でも審査を行い、審査員の評価点平均が6割（18点）以上である場合には候補者として選定する。

(事務局)

第4 本企画提案競技の事務局は、青森県農林水産部農林水産政策課企画調整グループに置く。

2 本企画提案競技に必要な資料は、事務局が作成する。